

県民会議意見に対する県の対応状況【森関係】

※年度等の(個)は、個別意見

No.	事業名	報告書・委員会等	年度等	県民会議意見	県の対応状況
1	01_水源の森林づくり事業	点検結果報告書	21 (個)	水源林として、流域単位の具体的な森林配置の目標を明確に示す必要がある。	人工林と天然林、林道等からの遠近による立地条件など、かながわ森林再生50年構想の森林区分を踏まえ、可能な限り具体的な森林配置の目標を定め、地域特性に応じた森林の確保・整備を進めてまいります。
2	01_水源の森林づくり事業	点検結果報告書 第2期計画意見書	20 22(個)	流域単位の具体的な森林配置の目標を明確に示し、森林再生50年構想と矛盾しないよう、実際の森林施策に反映させる必要がある。	
3	01_水源の森林づくり事業	点検結果報告書	22	広葉樹林の手入れについては、施行場所や方法の調査と研究とが必要である。	
4	01_水源の森林づくり事業	点検結果報告書	20(個) 21(個)	広葉樹林の整備にあたっては、「森林を確保以降、期限内に整備を行う」といった画一的な進め方は、見直す必要がある。	
5	01_水源の森林づくり事業	点検結果報告書	22 (個)	目標林型について、広葉樹林という林型は、森林整備の目標としての林型の区分の概念には合致しないのではないかと。	
6	01_水源の森林づくり事業	点検結果報告書	19 22 (個)	現在の施策対象は私有林であるが、県有林や国有林と連携した森林整備を行うことも必要である。	流域管理の視点から県有林などと、どのように連携が可能であるか検討してまいります。
7	01_水源の森林づくり事業	点検結果報告書	21	森林施策は森林に生息する動物に配慮しながら進める必要があるため、施策時期や場所・方法等について注意する必要がある。	森林整備の時期、場所などについて、第2期計画も引き続き野生動物に対する配慮を行ってまいります。
8	01_水源の森林づくり事業	点検結果報告書	22	人工林の対義語としては自然林や天然林であり、広葉樹林としていることについては検討課題である。	森林の区分の表現方法については、適切な表現となるよう検討してまいります。
9	01_水源の森林づくり事業	点検結果報告書	20 (個)	作業道やモノレールについて、目標とする森林配置を捉え、全体的な路線配置計画を明確にする必要がある。	予め流域全体の路線配置計画を明確にすることは困難ですが、間伐材の搬出や森林管理に必要な水源林管理道等の路網の整備を計画的に進めてまいります。
10	01_水源の森林づくり事業	点検結果報告書	20 (個)	作業の安全性に配慮しつつ、灌木やササの刈払をせず、林床植生を保全する水源林整備としての施策方針を徹底させる必要がある。	林床植生の維持が重要であることから、灌木やササなどの除伐は、作業の安全を確保する必要がある場合に限り行うことを徹底してまいります。
11	01_水源の森林づくり事業	点検結果報告書	20 (個)	水源の森林の整備にあたっては、溪流沿いの森林は、溪畔林整備指針を基本において、慎重に取り扱っていただきたい。	溪流沿いの森林については、人工林の混交林化など、溪畔林整備指針に基づき、整備を行ってまいります。
12	01_水源の森林づくり事業	点検結果報告書	21 (個)	溪畔林整備事業の順応的な進め方は、水源の森林づくり事業全般に反映させるべきである。	また水源の森林づくり事業においても事業効果のモニタリングに基づく順応的管理を行うこととしてまいります。

No.	事業名	報告書・委員会等	年度等	県民会議意見	県の対応状況
13	01_水源の森林づくり事業	点検結果報告書	22 (個)	森林整備の実績について、人工林と広葉樹林の内訳も示していただきました。	第2期計画において、人工林、広葉樹林の内訳を森林整備の実績に表記することとします。
14	01_水源の森林づくり事業	第2期計画意見書	22 (個)	私的な森林については、地権者がもっと責任と負担を負うべき。	水源地域の森林を健全で活力ある状態に保つためには、引き続き県が公的管理・支援を行なっていく必要があると考えております。
15	01_水源の森林づくり事業	第2期計画意見書	22 (個)	4つの公的管理・支援の方法の仕組みについて、条件を見直して、水源かん養に役立つ縛りをきかせられないか。	水源の森林づくりでは、確保手法ごとに森林の水源かん養機能を阻害しないよう、施業の制限や適切な整備手法を定めています。
16	01_水源の森林づくり事業	点検結果報告書 第2期計画意見書	20 22(個)	水源地域の間伐等による森林整備が、水源林の水土保持機能の向上に効果を発揮するまでには、長期間がかかることから、長期間のモニタリング調査の継続が必要である。	第1期で行ってきた整備効果モニタリングを第2期においても引き続き実施してまいります。
17	01_水源の森林づくり事業	第2期計画意見書	22 (個)	津久井湖周辺の水源環境整備(遊歩道の整備)が必要である。(湖岸周辺の森林整備等と併せてダム湖周辺の既設歩道を整備することにより、湖岸の崩落防止や湖水全体の現況を見学することができ、さらに児童生徒等がダム湖の役割や水質について学習することができる。)	水源環境保全・再生施策における特別対策事業は、水源環境の保全・再生に直接的な効果が見込まれる取組で、かつ新規に取り組む事業や従来からの取組を充実・強化する事業としていることから、遊歩道の整備は困難です。
18	01_水源の森林づくり事業	第2期計画意見書	22 (個)	水源林整備の入札において、林業事業体の規模やキャリアとは別に、結果的にどういった仕事をしてくれたかということをもっと評価すべきである。	水源林整備については、工事評価点を一般競争入札の参加要件とするは行っておりません。
19	01_水源の森林づくり事業	第2期計画意見書	22 (個)	開設した作業道を引き続き有効活用することが必要である(維持管理経費への充当)。	開設した水源林管理道は、適切に維持管理を行ってまいります。
20	01_水源の森林づくり事業	施策調査専門委員会	22 (15回)	水源環境保全としての森林整備(水源の森林づくり事業等)を、どのような道筋で段階的に導くのか、もう一度チェックして見直すべきは見直し、第2期計画の目標設定で反映すべき。	第2期計画において、水源の森林づくりの確保手法ごとの目標林型と整備手法について、平成24年度中に一部見直しを行います。

No.	事業名	報告書・委員会等	年度等	県民会議意見	県の対応状況
21	01_水源の森林づくり事業	点検結果報告書	20	本事業ではシカの保護管理と連携して推進していくことが重要かつ効果的であり、また、森林に生息する動物に配慮することも必要である。	<p>第1期においては、シカの採食により森林整備効果の発現が阻害される問題があったことから、第2期では、これまでシカ捕獲を実施していなかった高標高の山稜部や中標高の森林整備実施箇所周辺でシカ捕獲を実施するとともに、シカの生息密度が高い地域では森林整備箇所に植生保護柵を設置するなど、シカ管理と連携した森林整備を実施してまいります。</p> <p>また、これらの新たな取組については、従前からのモニタリング調査の中で、効果を検証してまいります。</p>
22	01_水源の森林づくり事業	点検結果報告書	21	植生保護柵内では林床植生が繁茂しているが、丹沢地域の保護柵外では林床植生が乏しいことから、シカの採食が課題である。	
23	01_水源の森林づくり事業	点検結果報告書	21	水源林整備事業にシカの保護管理を組み込み、バランスをとりながら連動させて行うことが重要かつ効果的であり、施業後の追跡調査を行う必要がある。	
24	01_水源の森林づくり事業	点検結果報告書	22	植生保護柵の設置は効果があるが、設置する場所や時期、量などについて、シカの生息動向を踏まえた、より効果的な整備方法のモデルを確立する必要がある。	
25	01_水源の森林づくり事業	第2期計画意見書	22	シカ管理と森林整備の一体的実施については、水源かん養や土砂流出防止、生物多様性の保全など森林の有する公益的機能の観点から次期計画に位置付け、地域に応じて、水源の森林づくり事業や丹沢大山保全・再生対策などの関係事業と連携して取り組むべきと考えます。	
26	01_水源の森林づくり事業	第2期計画意見書	22 (個)	シカ管理と森林整備の一体的実施が必要である。具体的には、下層植生をモニタリングしながら、森林の間伐、シカの個体数調整、植生保護柵の設置の3つを同時に継続的に実施することが重要である。	
27	01_水源の森林づくり事業	施策調査専門委員会	21 (9回)	シカの管理について、丹沢大山自然再生の方でも、このような施策を実施しているので、連携や情報の共有も含めて強化をしていくことだと思う。また、多様な意見がある中で、現時点でモニタリング調査をして、実態把握をしながら、野生動物と森林とのバランスを見極めることもあると思う。	
28	01_水源の森林づくり事業	施策調査専門委員会	21 (11回)	森林整備とシカ管理の一体的実施を具体的にやって、財源はどのような形で投入するのか。また、水源環境保全税を投入する効果がどうなったかをよく考える必要がある。	

No.	事業名	報告書・委員会等	年度等	県民会議意見	県の対応状況	
29	01_水源の森林づくり事業	点検結果報告書	19	今後も事業を円滑に推進するには、人材の養成・確保を図ることが必要不可欠であり、森林整備の担い手対策を早急に行うべきである。	<p>人材育成については、林業への就業希望者から、中堅技術者、上級技術者まで、様々な技術レベルに応じた林業の担い手研修機関として、平成21年度にかながわ森林塾を開校しました。</p> <p>この事業は、第2期計画に明確に位置づけるとともに、具体的な目標を設定しました。</p> <p>塾の運営に当たっては、現場ニーズの把握などに努め、必要に応じて見直しを図りながら、本県の森林の守り手として十分に活躍できる人材を育成できるよう努めてまいります。</p> <p>雇用者側に対しては、国の制度を活用し易くなるような支援を行ってまいります。</p>	
30	01_水源の森林づくり事業	点検結果報告書	20	「かながわ森林塾」を開校し、人材育成に取り組み始めたことは評価されるが、危険で厳しい林業の労働環境において、一人前に活躍できる人材までに育て上げることは容易なことではないため、地道で息の長い取り組みを継続していくことが求められる。		
31	01_水源の森林づくり事業	点検結果報告書	21	森林塾の実施にあたっては、林業現場の実態を把握した事業者のニーズの把握やノウハウの活用に努め、適切な年齢制限を設定するなど目的に沿った実効性のある取組とすべきである。		
32	01_水源の森林づくり事業	点検結果報告書	21 (個)	森林塾の目的は、その卒業生が神奈川の水源林を将来にわたり守る気概を持ったフォレスターになって、自分たちの故郷や暮らしを守るために丹沢を熟知した森林技術者になって県民のために活躍してもらい、それを後押しする仕組みが県民会議と水源環境保全税の役割である。		
33	01_水源の森林づくり事業	第2期計画意見書	22	今後の林業労働力の質的・量的確保のため、人材育成に取り組んでいる「かながわ森林塾」について、次期計画に位置付け、適切な目標を設定すべきです。		
34	01_水源の森林づくり事業	第2期計画意見書	22 (個)	森林整備の人材については、かながわ森林塾で養成しても即戦力ではなく、森林組合等の雇用者側にも支援する必要がある。		
35	01_水源の森林づくり事業	第2期計画意見書	22 (個)	森林塾については、県ではなく、人材を必要とする事業者が主体的に運営すべき。		
36	01_水源の森林づくり事業	県民会議	20 (5回)	森林整備の作業に従事する人材の確保について検討していただきたい。		
37	01_水源の森林づくり事業	施策調査専門委員会	21 (8回)	人工林現況調査の総合評価の中で、整備の状況の話と水源環境としての森林の質の話を、かみ合わせた評価をしているが、分けた方が良いかも知れない。		<p>人工林現況調査は5年ごとに実施して、経年変化を把握するものですので、評価方法等は変えずに実施することが望ましいと考えますが、ご意見については、今後の施策調査専門委員会の議論を踏まえ検討してまいります。</p>
38	01_水源の森林づくり事業	施策調査専門委員会	21 (9回)	人工林現況調査の総合評価のランク区分に、「水土保持機能」の視点からの評価を記載してはどうか。		

No.	事業名	報告書・委員会等	年度等	県民会議意見	県の対応状況
39	01_水源の森林づくり事業	第2期計画意見書	22 (個)	林業の推進・安定のための環境整備が必要である(林業従事者の所得の確保、雇用促進等)。	林業の環境整備については、路網整備や高性能林業機械の導入、施業集約化の促進等により、労働強度の軽減を図りつつ、生産性の向上を図るための取組を進めています。さらに、県が発注する森林整備業務については、従来、夏以降に発注することがほとんどであったものを、作業の内容を見極めた上で、可能な限り春先の発注を増やすよう努め、林業作業の季節による偏りの解消に務めています。このような取組により森林組合や林業会社など林業事業体の収益向上や経営安定化を図り、林業労働者が安心して働ける環境作りや収入増につなげていきたいと考えています。
40	02_丹沢大山の保全・再生対策	事業モニター	21	シカについては、個体数の調整や植生保護柵の設置等の保護管理が必要と考えます。	第1期計画期間中においては、第2次神奈川県ニホンジカ保護管理計画に基づき、丹沢の高標高域を中心に自然植生回復のための管理捕獲や植生保護柵の設置を行ってまいりました。第2期計画においては、新たに、水源の森林づくり事業等森林整備実施地域においても管理捕獲や植生保護柵の設置を実施することとしております。
41	02_丹沢大山の保全・再生対策	点検結果報告書	19	今後は、事業を計画的に進捗させるとともに、モニタリング調査を継続し、植生回復や土壌保全の効果を検証することが課題である。	第2期においても、各事業についてモニタリング調査を継続し、効果を検証してまいります。
42	02_丹沢大山の保全・再生対策	点検結果報告書	19	ブナ林等の調査研究については、今後は、調査結果を蓄積するとともに、中期的に解析・評価を行い、ブナ林の保全対策に反映させることが課題である。	第2期計画において、引き続き、モニタリングを継続するとともに、ブナハバチ大発生機構解明研究の強化、ブナ林発生のための現地適応化試験を実施してまいります。
43	02_丹沢大山の保全・再生対策	点検結果報告書	21	今後の県民協働事業は、これまでの数多くの取組が積み上げてきた協働を活かす方向で水源環境保全税の活用を考えていくことが望まれる。	県民連携・協働事業については、第2期計画において、引き続き、登山道整備を実施するとともに、新たな協働事業として、山ゴミ対策、環境配慮型トイレへの転換事業を実施してまいります。
44	02_丹沢大山の保全・再生対策	点検結果報告書	20(個) 21(個)	植生保護柵などは、単に工事を進めるだけでなく、追跡調査や点検補修も、併せて実施することが必要。	第1期計画期間中より、植生保護柵内外の植生調査、柵の点検及び補修を実施しております。(H19～試験施工地調査、H20～事業効果モニタリング、H22～点検補修)

No.	事業名	報告書・委員会等	年度等	県民会議意見	県の対応状況
45	02_丹沢大山の保全・再生対策	点検結果報告書	20 (個)	ブナ林等の調査研究は、長期にわたる計画的な調査研究の継続が必要で、このため、県民への説明を丁寧に行い、十分な理解を得る必要がある。	調査結果の県民への情報提供については、調査報告書を取りまとめるとともに、その内容を要約してパンフレットやホームページを通じて広報してまいります。 ブナ林再生は、下層植生の再生、後継樹の保全が求められることから、植生保護柵設置による希少種保全やシカ管理事業と密接に連携しながら進めてまいります。 ブナ林等の衰退原因の解明や立地環境モニタリングの継続し、ブナ林衰退リスク判定技術の高度化、ブナハバチ大発生予測技術ならびに苗木更新技術を開発し、奥山域再生のための科学的知見の集積及び技術開発を行い、専門家の意見も踏まえて現地適応化試験を進めてまいります。
46	02_丹沢大山の保全・再生対策	点検結果報告書	20(個) 21	ブナ林再生を目指すために、高標高域のシカ管理や希少種保全など自然再生のために取り組む事業や調査を幅広く取り込むべき。	
47	02_丹沢大山の保全・再生対策	点検結果報告書 第2期計画意見書	20 22(個)	ブナ林等の調査研究については、ブナ林等の衰退原因の解明や立地環境モニタリングの継続を通して、ブナ林衰退リスク判定技術の高度化、ブナハバチ大発生予測技術ならびに苗木更新技術の現地適応化試験など、奥山域再生のための科学的知見の集積及び技術開発を行い、今後の再生事業の実施に反映させていくことが課題である。	
48	02_丹沢大山の保全・再生対策	点検結果報告書	22 (個)	ブナの衰退原因については、山頂付近のオゾンの影響が指摘されていることから、今後もモニタリングを継続し、原因の究明を行うべきであり、第2期5か年計画では、具体的な施策について専門家の意見等を取り入れて試行を始めることが重要である。	
49	02_丹沢大山の保全・再生対策	点検結果報告書 第2期計画意見書	19 22(個)	シカ管理をはじめとする丹沢大山自然再生計画の各事業と連携して推進していくことが重要である。	
50	02_丹沢大山の保全・再生対策	第2期計画意見書	22 (個)	丹沢大山自然再生計画と連携した取組が必要である(特にヤマビル)。(丹沢大山自然再生計画のシカ対策と連携したヤマビル対策の取組が必要である。)	第2期丹沢大山自然再生計画においては、山麓での保全再生の先行的な検証地域として「統合再生流域」を設定しており、その中で、地域関係者が連携した鳥獣被害対策の取組を特定課題の構成事業として位置づけておりますが、この中には、ヤマビル対策も含まれております。 なお、ヤマビル対策は、水源環境の保全・再生に直接的な効果が見込まれる取組でないため、特別対策事業での実施は困難ですが、一般会計の既存事業(ヤマビル被害対策事業費補助)において、引き続き実施してまいります。
51	02_丹沢大山の保全・再生対策	第2期計画意見書	22 (個)	土壌流出防止対策について、今後は特別保護地区に限定せずに、必要に応じて他の場所でも実施した方がよい。	第2期計画においては、対象地域を丹沢大山国定公園・県立自然公園の特別保護地区・特別地域に拡大しました。
52	03_溪畔林整備	第2期計画意見書	22 (個)	溪畔林整備事業について、概ね片岸30mとする現行計画の事業範囲を見直し、今後は強化すべきである。	第2期計画においては、第1期の事業対象範囲を基本とし、沢の形状や森林の状況により決定してまいります。

No.	事業名	報告書・委員会等	年度等	県民会議意見	県の対応状況
53	03_溪畔林整備	点検結果報告書	19	今後は、事業計画に基づき、択伐等の森林整備や植生保護柵の設置等、事業を計画的に進捗させるとともに、モニタリング調査を継続し、植生回復や土壌保全の効果を検証することが課題である。	第1期計画の2年目から事業計画に基づき、択伐等の森林整備や植生保護柵の設置等、事業を計画的に進捗させるとともに、モニタリング調査を継続し、植生回復や土壌保全の効果を検証することでしたが、溪畔林の整備手法は確立されていないため、第2期計画においても、引き続き試行的に取り組むを推進してまいります。
54	03_溪畔林整備	点検結果報告書	19	全国的にも事例が少ないため、神奈川県が先進的に取り組み、全国的に発信することが期待される。	
55	03_溪畔林整備	点検結果報告書	20 (個)	溪流に沿った段丘に植栽されたスギ・ヒノキ人工林の広葉樹林化、沢の上下を分断する治山堰堤のスリット化、溪流の生息環境分断の負担軽減を試行する実験事業など、多様性に配慮した考えの下で、実験的な事業展開に期待したい。	
56	03_溪畔林整備	施策調査専門委員会	20 (4回)	溪畔林事業と溪流調査の連動や連携が出来るとうい。溪流調査の項目や地点や頻度など枠組みをご検討いただきたい。	溪流調査については、21年度に文献により研究事例を調査し、施策調査専門委員会に報告しました。
57	04_間伐材の搬出促進	第2期計画意見書	22 (個)	県産の間伐材を搬出・利用する方法を考える必要がある。	間伐材の有効活用を図るため、水源環境保全税による間伐材の搬出支援を始めとする川上対策や、一般会計による新たな流通システムの構築、製材工場への支援などの川中対策、品質と性能の確かな県産木材の普及PRなどの川下対策まで、総合的な取組を進めています。
58	04_間伐材の搬出促進	第2期計画意見書	22 (個)	間伐材の搬出のジグザグ集材は旧式の方法であるが、作業道や大型機械を入れる効率の高い方法では、地面は荒れるので、ジグザグ集材は相応の方法であり、それが無理ならば搬出しない方が良い。	間伐材の有効活用による森林整備の促進を今後も着実に推進していくためには、環境保全に配慮しつつ、地形地質に適した効率的な作業システムにより、生産性の向上を図ることが不可欠です。
59	04_間伐材の搬出促進	点検結果報告書	21 (個)	間伐する土地は急傾斜地が多く、作業を促進するためにも、重機類の開発や作業道の開設にも取り組む必要がある。	このため、高性能林業機械の導入や路網整備を進める一方で、環境保全等に配慮した搬出間伐や作業道作設の指針を定め、関係者の助言指導を行ってまいります。
60	04_間伐材の搬出促進	点検結果報告書	20 (個)	過度な間伐材搬出奨励は、ノルマ的搬出量に捉われ、基本に考える水源環境整備が疎かになる恐れがある。材の搬出は、将来の所有者による水源林整備に結び付くものにすべき。	間伐材の搬出支援は、森林所有者自らが行う森林整備を促進するために実施するものであり、整備によって発生した間伐材を切り捨てにせず、搬出して有効活用を図るものです。
61	04_間伐材の搬出促進	点検結果報告書	20 (個)	搬出奨励で「税」を用いる以上、伐採・搬出手法に関し、第三者に不信任を持たれないための手法やマニュアルも必要。	環境保全等に配慮した搬出間伐指針(H24.4施行)や作業道作設指針(H23.10施行)を定め、関係者の助言指導を行ってまいります。

No.	事業名	報告書・委員会等	年度等	県民会議意見	県の対応状況
62	04_間伐材の搬出促進	点検結果報告書	21 (個)	森林所有者に間伐の必要性を再認識させるため、森林関係団体や行政の積極的な指導が必要である。	本事業は、森林組合等との連携協力の下に進めています。
63	04_間伐材の搬出促進	点検結果報告書	21 (個)	有効利用を定量的に評価する指標として「林業センサス」における素材生産の統計データとの整合で評価することが適切である(有効利用した樹種と数量、有効利用した素材生産の種類と数量等)。	間伐材の搬出を促進し、有効利用を図ることで森林循環による持続的、自立的な森林管理の確立を目指しており、現在、搬出量のみを目標としておりますが、ご意見については、今後の施策調査専門委員会の議論を踏まえ検討してまいります。
64	04_間伐材の搬出促進	点検結果報告書	22 (個)	支援対象となるメニューの拡充が課題である。	事業に実施に当たっては、随時、必要な見直しを行いながら進めてまいります。
65	04_間伐材の搬出促進	点検結果報告書	19	今後も着実に間伐材の搬出を行っていくためには、県産木材の生産・流通・消費の循環を活性化させるとともに、採算性を持った効率的な事業展開を図る必要がある。このため、生産面においては、搬出のための作業道を整備し、有効活用の面では、県産木材の利用、販路の開拓など消費を拡大する対策が必要である。	作業道の整備については、地域の行政や林業関係者による連携協力の下、計画的に進めていきます。また、施策大綱の既存事業(一般会計で行う事業)において、県内製材業者の育成や県外大型製材工場などへの流通を促進し、間伐により搬出される様々な質の県産木材の有効活用を図ります。
66	04_間伐材の搬出促進	点検結果報告書	21 (個)	搬出された間伐材の有効な利用方法の検討と、県産木材の生産(業材生産)と加工(高度利用)も並行して進めるべきである。	施策大綱の既存事業(一般会計で行う事業)において、良質な間伐材は、県内製材工場において品質や性能の確かな柱や板などに加工すると共に、低質な間伐材は県外製材工場へ流通させ合板やLVL等に加工することで有効活用を図ることとしています。
67	04_間伐材の搬出促進	第2期計画意見書	22 (個)	県産木材の生産・流通・消費の循環の活性化について、間伐材のエネルギー化の検討が必要である。	持続的な森林整備を促進するためには間伐材の有効活用が必要であることから、施策大綱の既存事業(一般会計で行う事業)において、エネルギー利用も視野に検討を進めています。
68	05_地域水源林整備	点検結果報告書	19	市町村が選択する整備手法により、当初計画額に比べ事業費が大幅に増えている一方で、事業の進捗(整備面積)については計画どおり達成されていないことが課題である。今後は、より適切な整備手法について、市町村の計画を踏まえながら検討する必要がある。	第2期実行5か年計画の地域水源林整備の事業量・事業費については、県が示す確保・整備手法に基づき、各市町村が地域特性や市町村の体制を踏まえ、取り組む水源の保全上重要な荒廃森林の必要量を自ら積上げた計画を集計しており、市町村の主體的な考え方を反映した実効性の高い計画と考えております。
69	05_地域水源林整備	第2期計画意見書	22	地域水源林整備事業について、市町村が選択する整備手法により事業面積に比較して事業費が増加するため、今後はより適切な整備手法を検討する必要があります。	なお、地域水源林整備においても、水源の森林づくり事業と同様に第2期実行5か年計画から私有林の新たな確保・整備手法として、「長期受委託方式」を導入します。

No.	事業名	報告書・委員会等	年度等	県民会議意見	県の対応状況
70	05_地域水源林整備	点検結果報告書	19	今後は、市町村がこの制度を活用し、地域特性に応じて、ボランティアによる森林整備など多様な手法で整備を促進することに期待する。	第2期実行5か年計画の地域水源林整備の実施にあたり、地域特性については、水源かん養機能の向上を主とした水源環境保全・再生施策の趣旨を逸脱しない範囲で、「里山再生」、「森林病中獣害対策」、「ヤマビル対策」など、それぞれの地域の特性を加味した整備計画とすることとしております。 なお、複数の市町において、ボランティアによる森林整備の取組が進められております。
71	05_地域水源林整備	点検結果報告書	21	水源かん養機能の向上と地域特性に応じた整備手法について整理する必要があります。	
72	05_地域水源林整備	点検結果報告書	20(個) 21(個)	水源林としての整備計画の立案、広葉樹林や溪畔林に対する考え方、事業の実施、具体的な森林施業の技術指針は、県が行う水源の森林づくり事業と同じレベルで進める必要がある。	第2期実行5か年計画の地域水源林整備の実施にあたっては、事業の詳細な内容を定めている「運用」の改正を実施し、水源の森林づくり事業と同水準の森林整備を基本とするため、原則として、県が作成する技術指針の「水源林整備の手引き」に則して行うことを規定するとともに、除伐(かん木やササ類の刈払)については、「原則として、間伐作業の安全上必要な場合に限るなど、最小限の施工とする」など、主な森林整備工種の整備水準を規定します。
73	05_地域水源林整備	点検結果報告書	21(個)	灌木やササ刈り払いには慎重に行う必要がある。広葉樹林や沢沿いの溪畔林の保全など水源保全・再生のための事業として、県が指針の基で指導を行う必要がある。	
74	05_地域水源林整備	事業モニター	22	「第2期かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」が始まる前に、地域水源林整備の基準を明確にすることが必要であると考えます。	地域水源林整備における第2期の市町村の5か年計画の作成にあたっては、各市町村へのヒアリングの実施等により、改めて事業趣旨の周知を図るとともに、計画内容について確認や調整を行っております。 また、第2期計画の実施中においても、各年度の事業計画について市町村へのヒアリングを実施するなど、計画内容の確認や把握に努めてまいります。
75	05_地域水源林整備	事業モニター	22	事業を始める前に、県は市町村の計画を把握し指導するよう願います。	
76	05_地域水源林整備	事業モニター	22	県は事業実施中も、その内容が事業の趣旨と合うか常に点検することが必要であると考えます。	
77	05_地域水源林整備	事業モニター	22	県は関係市町村に、地域水源林整備事業の趣旨を十分に理解してもらおう指導願います。	
78	05_地域水源林整備	点検結果報告書	20	他の森林整備やシカ管理と整合するよう進めていくべきである。	市町村の主体的な取組である地域水源林整備においても、水源の森林づくり事業を主とする他の森林整備との整合及びシカ管理と連携した森林整備の実施について、市町村に対し周知や調整を図ってまいります。
79	05_地域水源林整備	事業モニター	22	森林整備と共にシカの管理を一体的に行っていく必要性を痛感しました。 これからは、シカの管理と森林整備のバランスを適切にコントロールしていくことが重要と考えます。	

No.	事業名	報告書・委員会等	年度等	県民会議意見	県の対応状況
80	05_地域水源林整備	点検結果報告書	19	森林所有者が契約終了後も適正に維持管理することができる仕組みづくりが必要である。	<p>地域水源林整備においては、水源の森林づくり事業と同様に第2期実行5か年計画から私有林の新たな確保・整備手法として、「長期受委託方式」を導入します。</p> <p>「長期受委託方式」は、林道周辺の人工林を対象として、間伐材を搬出し利用することで、資源循環による持続的な森林整備を推進する仕組みであり、事業終了後の適正な森林管理の仕組みの構築に繋がるものと考えております。</p>
81	05_地域水源林整備	事業モニター	22	県は、事業施策の展開に、県民会議・県民の意見をより一層反映するよう願います。	地域水源林整備の推進にあたっては、県民会議や県民の意見の反映に努めてまいります。

県民会議意見に対する県の対応状況【水関係】

※年度等の(個)は、個別意見

No.	事業名	報告書・委員会等	年度等	県民会議意見	県の対応状況
1	06_河川・水路	点検結果報告書 第2期計画意見書	19 22	河川・水路の自然浄化対策の整備手法について、生態系に配慮した河川・水路等の整備と直接浄化対策の手法を再検討する必要があります。例えば、汚染源(点源)対策とセットで河川・水路の自然浄化対策を実施することも一つの方法です。	第2期計画では、河川の水質に影響を及ぼす生活排水について、河川等の整備事業と一体として行う生活排水対策(合併処理浄化槽への転換)も「河川・水路における自然浄化対策」の対象とすることとしました。
2	06_河川・水路	事業モニター	22	河川・水路への流入負荷の発生源対策(下水道整備・幹線へのつなぎ込み・合併浄化槽への設置替え)の徹底をした上で、生態系配慮の改修、直接浄化対策を実施すること。	
3	06_河川・水路	点検結果報告書 第2期計画意見書	19 22	河川・水路の整備実施箇所では水質改善効果がみられる場所もありますが、生活排水などの流入がみられる箇所もあります。引き続きモニタリング調査を実施し、整備効果の把握に努める必要があります。	事業効果が現れるのに中長期の年月を要することから、第2期計画時においても、第1期計画時に整備した箇所のモニタリング調査を引き続き実施していきます。なお、原因の調査については、費用対効果も含め、今後、検討してまいります。
4	06_河川・水路	点検結果報告書	22	モニタリング調査は、調査結果のデータを示すだけでなく、原因の調査まで踏み込んで行うことが必要である。	
5	06_河川・水路	点検結果報告書	21 (個)	水源環境保全・再生の目でみると、当該事業の効果に疑問を感じる。本来は県が水源域の河川・ダム湖に流入する河川の汚濁状況、流入負荷を把握して、「どこの河川・水路」を当該事業の対象として整備・対策を行ったら効果的であるか、その調査を実施することが重要である。	市町村が管理する68河川の水質調査を平成23年に実施しました。
6	06_河川・水路	第2期計画意見書	22 (個)	河川・水路の自然浄化対策について、生態系に配慮した整備は評価できるが、直接浄化対策は適用条件が不明確で、周囲の汚染源も調査されていないので、見直す必要がある。	第2期計画では、「直接浄化対策」は、原則として「生態系に配慮した河川・水路等の整備」と併せて行うこととするとともに、事業実施にあたっては、水質改善効果の予測を行うこととしました。
7	06_河川・水路	事業モニター	21	「河川の直接浄化」については、「なぜ、ここに直接浄化対策が必要なのか」「期待する浄化効果」「浄化対策法の選定」「規模」「モニタリング」など、基本計画そのものに疑問を感じました。まず川の流域からの流入負荷の把握、削減を行うことが先決であり、基本計画段階から専門家による指導・アドバイスが必要であると考えます。	
8	06_河川・水路	点検結果報告書	21	直接浄化対策は、対策の必要性、期待する浄化効果、浄化対策法の選定等について慎重に検討する必要がある。	整備後の維持管理の観点からも、計画段階からの地域住民等との協働は望ましいと考えますので、第2期計画では、市民協働による整備計画の策定について市町村に喚起していきます。
9	06_河川・水路	事業モニター	21	これらの事業は計画の段階から、地元住民、市民団体等に対する説明、理解が必要であり、市民協働が望まれます。	
10	06_河川・水路	事業モニター	22	事業実施に先立ち、地域住民、環境団体等との計画段階からの説明・意見交換による協働を推進すること。	

No.	事業名	報告書・委員会等	年度等	県民会議意見	県の対応状況
11	06_河川・水路	点検結果報告書	22	今後は、市や町に、どのようなプラン及び仕組みで水質浄化に寄与するかをしっかりと検討していただいた上で行っていく必要がある。	第2期計画においては、事業実施前に、市町が河川等整備計画を策定することとし、その中で水質改善効果の予測を行うこととしました。
12	06_河川・水路	事業モニター	21	施工する自治体に対し、当該事業が「水源環境保全税」によって支援され、施工されていることを記載した「看板・説明板」の設置をお願いしたいと思います。	市町村で既に実施しております。
13	06_河川・水路	事業モニター	22	生態系配慮の河川改修に対する評価方法を見直すこと(BODの除去率からではなく、生物多様性の向上を基準として評価を行うのが適切ではないか)。	第2期計画では、市町の意向により、BODなどの水質項目だけでなく、生物多様性の観点からも評価が可能となるよう、整備前に動植物の生息状況調査を実施できるようにしました。
14	06_河川・水路	事業モニター	22	当該事業に水源環境税を使うことの適否、県民会議委員の意見・提言を今後や現在進行中の事業に活かすシステムが必要である。	水源環境保全・再生施策に係る県民会議からの意見については、「点検結果報告書」や「次期計画に関する意見書」などにより県に提出していただいております。これらを基に、施策への反映について県当局で検討しております。
15	06_河川・水路	点検結果報告書	19	住民参加による維持管理や環境学習・教育の場となるような展開を期待する。	第2期計画までは、水源環境の保全・再生に直接的な効果が見込まれる取り組みを対象としていますので、御意見には沿いかねます。 なお、水源環境の保全・再生の取組を行うNPO等の県民運動については、12番事業の一つである「市民事業等支援制度」において支援を行っております。
16	06_河川・水路	点検結果報告書	22 (個)	河川の通常の整備、改修のための事業費と生態系に配慮したことによる事業費の増加分を分ける必要がある。	河川の通常の整備、改修を行い、その上で生態系に配慮した整備を行っているわけではないので、事業費を分けることは困難と考えます。
17	06_河川・水路	点検結果報告書	22 (個)	「生態系配慮の河川・水路等の整備」では、「生態系・親水性創出」の効果は、比較的早く、目に見えることから、地域住民の環境啓発効果がある。ただし、「水源環境保全・再生」への直接的寄与には疑問があり、検討課題と言える。	本事業では、取水堰上流の市町村管理河川について多自然型の川づくりを推進することにより、生態的な連続性を持った豊かな水辺空間の創出を図り、自然浄化機能を保全・再生することを目指しています。 なお、第2期計画では、「直接浄化対策」は、原則として「生態系に配慮した河川・水路等の整備」と併せて行うこととするともに、事業実施にあたっては、水質改善効果の予測を行うこととしました。

No.	事業名	報告書・委員会等	年度等	県民会議意見	県の対応状況
18	07_地下水保全対策	点検結果報告書	19	地下水を質・量とも保全していくことは重要であり、そのためには、地下水を主要な水道水源として利用している8地域(5市9町)すべてで、地下水保全計画を作成していくことが望ましい。	地下水保全計画を作成していない市町に対し、計画の作成について働きかけを行いました。なお、未作成の市町村については、引き続き、働きかけを行ってまいります。
19	07_地下水保全対策	第2期計画意見書	22	地下水汚染箇所について、地域の状況に応じた効果的な浄化対策を実施するとともに、長期的にモニタリングを継続することが必要です。	第2期計画時においても、市町からの要望を踏まえた浄化対策を講じるとともに、第1期計画時に実施した汚染対策箇所等のモニタリングを引き続き実施してまいります。
20	07_地下水保全対策	点検結果報告書	19	地下水汚染については、秦野市、三浦市、座間市、中井町の3市1町で確認されており、各地域で徐々に改善の状況にはあるものの、効果的な浄化対策を実施するほか、長期的にモニタリングを継続することが必要である。	
21	07_地下水保全対策	点検結果報告書	21(個)	地下水かん養対策について、事業主体による「水源かん養効果(把握計画)」や水源域と当該事業の因果関係について検討や把握がなされていないことが課題である。	水源かん養効果や因果関係を把握するには、水収支や地下水路を明らかにし、シミュレーションを行う必要があり、そのシステム開発には相当の費用(2,000万円程度)を要します。そのため、事業実施費用とシステム開発費用とのバランスから全ての事業について実施することは難しいと考えます。
22	08_09 公共下水道 合併処理浄化槽	第2期計画意見書	22	公共下水道及び合併処理浄化槽の整備については、相模原市における下水道計画区域の縮小と合併処理浄化槽整備区域の拡大に伴い、それに応じた下水道普及率や整備基数の目標の見直しが必要です。	第2期計画の策定時に、目標数の見直しを行いました。
23	08_公共下水道整備	点検結果報告書	19	相模原市では、現在、下水道計画区域の見直しの作業を進めているが、ダム湖の水質を早期に改善するため、新たな計画区域については津久井地域の特性、費用対効果、整備の効率性などを総合的に判断し、区域設定を行うべきである。したがって、それに応じた下水道普及率の目標の見直しが必要である。	
24	09_合併処理浄化槽整備	点検結果報告書	19	今後、相模原市が下水道計画区域を縮小し、市町村設置型の合併処理浄化槽による整備区域の拡大を予定していることから、整備基数の大幅な伸びが見込まれる。したがって、それに応じた目標数の見直しが必要と思われる。	
25	08_09 公共下水道 合併処理浄化槽	第2期計画意見書	22(個)	生活排水処理だけでなく、生活排水の啓発にも注力すべき。	生活排水対策事業については事業実施市町が、また、生活排水の啓発については、施策大綱の既存事業(一般会計で行う事業)において実施しています。
26	08_09 公共下水道 合併処理浄化槽	事業モニター	21	水源地域での生活排水対策事業についての地域住民への情報提供とともに、油や塩酸を含む洗剤、消毒剤などを流さない、合成洗剤の適量使用など、啓発活動が必要です。	

No.	事業名	報告書・委員会等	年度等	県民会議意見	県の対応状況
27	08_09 公共下水道 合併処理浄化槽	事業モニター	21	生活排水対策事業は、その効果把握のためには適切な水質調査地点の決定、調査の実施が重要です。	既に、県大気水質課で実施している「公共用水域の水質測定」において、相模湖で5地点、津久井湖で4地点、丹沢湖で4地点の水質測定を実施しています。
28	08_09 公共下水道 合併処理浄化槽	点検結果報告書	21	生活排水対策事業の効果把握のために水質調査が重要である。	
29	08_09 公共下水道 合併処理浄化槽	点検結果報告書	21	生活排水以外の汚濁負荷の削減も課題である。	生活排水以外の汚濁負荷については、水源環境税ではなく、一般財源において既に実施しています。
30	08_公共下水道整備	点検結果報告書	22 (個)	整備事業の進捗に伴い、概ねどの程度汚濁負荷の軽減を図ることが可能か、負荷軽減量の見込みを目標数値で示していく必要がある。	現在、整備効果については、推計値により算出しておりますが、実測値を用いる場合には、その手法が相当に困難であること、また、相当な経費がかかることが予想されるため、施策調査専門委員会のご意見を伺いながら検討してまいります。
31	08_09 公共下水道 合併処理浄化槽	点検結果報告書	22 (個)	ダムへ流入する汚濁負荷を把握し、それに占める生活排水由来の汚濁負荷を明らかにして、計画区域の「公共下水道＋合併処理浄化槽」事業による改善効果、寄与率などを示す必要がある。	
32	08_09 公共下水道 合併処理浄化槽	事業モニター	21	津久井湖に流入する全窒素の約80%、全リンの約70%が生活排水以外に由来するとのデータ(※)がありますので、生活排水以外の汚濁負荷の削減をどうするかが問題です。湖水の浄化のため、現在稼働中の「エアレーション(ばっ気)装置」や植物による浄化対策の効果的な適用が期待されます。	第2期計画では、相模湖の富栄養化を改善するため、相模湖の直接浄化対策を段階的に実施するとともに、相模川水系上流域である山梨県の桂川清流センターにおいて、リン削減効果のある凝集剤による排水処理を山梨県と共同で実施することとしています。
33	08_09 公共下水道 合併処理浄化槽	点検結果報告書	21	エアレーションや植物浄化対策等の他の対策の効果的適用に期待する。	
34	08_公共下水道整備	点検結果報告書	22 (個)	ダム湖内の水質改善として、エアレーションや植物浄化対策の費用対効果を検討し、効果が見込める場合は事業として取り組むべきである。	
35	08_公共下水道整備	点検結果報告書	19	事業の初年度という事情を勘案しても、全体的に事業進捗が遅れており、5か年計画の目標達成に向けて、今後、一層の整備の促進が必要である。	事業計画においては、相模原市の下水道計画区域が縮小となること、また、工事現場では、水道工事や既設埋設管管理者との調整、さらには、工事箇所隣接住民の出入り口確保の調整等に時間を費やし、第1期計画の下水道普及率の目標は達成できない見込みです。
36	08_公共下水道整備	点検結果報告書	19	予算の有効活用及び事業進捗を図るため、今後は、翌年度工事の前倒し執行の検討が望まれる。	

No.	事業名	報告書・委員会等	年度等	県民会議意見	県の対応状況
37	09_合併処理浄化槽整備	施策調査専門委員会	23 (16回)	整備が遅れており、地域の事情も多くあるため、自己負担や執行方法について工夫が出来ないか。	整備促進は大きな課題として認識しており、促進策について市町とも協議しておりますが、有効な方策が見出せないのが実状ですが、引き続き方策について検討してまいります。
38	09_合併処理浄化槽整備	第2期計画意見書	22 (個)	市町村設置型高度処理合併浄化槽の整備促進の拡充が必要である(維持管理費の助成の継続や増額)。	
39	09_合併処理浄化槽整備	点検結果報告書	21	今後、相模原市が下水道計画区域を縮小し、市町村設置型の合併処理浄化槽による整備区域の拡大を予定していることから、整備基数の大幅な伸びが見込まれ、一層の整備促進のため、個人の負担を軽減し、行政主導で進めることも方法の1つである。	

県民会議意見に対する県の対応状況【保全・再生を支える取組】

※年度等の(個)は、個別意見

No.	事業名	報告書・委員会等	年度等	県民会議意見	県の対応状況
1	10_相模川水系環境共同調査	点検結果報告書	19	今後は調査結果をもとに、どのような対策が有効かを検討する手順について準備を開始する必要がある。	第2期計画では、相模川水系県外上流域における水源環境の保全・再生の取組の推進を図るため、第1期において実施した相模川水系流域環境共同調査の結果を踏まえ、神奈川県と山梨県が共同して、森林整備(荒廃した森林を対象とした間伐や間伐に必要な作業道等の整備等)と生活排水対策(桂川清流センターにおけるリン削減効果のある凝集剤による排水処理)を実施します。
2	10_相模川水系環境共同調査	点検結果報告書	20	本県の主要な水源である相模川上流は山梨県内にあることから、流域全体の環境保全を図るためには、県域を越えて上流域対策に取り組む必要がある。	
3	10_相模川水系環境共同調査	点検結果報告書	20	今後は調査結果をもとに、どのような対策が有効かを検討する必要がある。	
4	10_相模川水系環境共同調査	点検結果報告書	21	現行5か年計画において実施した相模川水系環境共同調査(私有林現況調査、生活排水処理方法実態調査、水質汚濁負荷量調査)の調査結果をもとに、具体的な対策に着手する必要がある。	
5	10_相模川水系環境共同調査	第2期計画意見書	22 (個)	県外上流域対策の目的により、優先すべき対策を選択すべき。目的が水質であれば、対策は生活排水対策や農地等面源対策、水量が目的であれば、森林整備が優先される。	
6	10_相模川水系環境共同調査	第2期計画意見書	22	県外上流域対策については、相模川水系上流域の森林の現況や水質汚濁負荷の状況等について山梨県側と共同調査を実施しており、その調査結果を踏まえた効果的な森林保全対策や水質保全対策等が必要です。	
7	10_相模川水系環境共同調査	第2期計画意見書	22	県外上流域対策を実施する場合の事業の内容、事業量及び費用負担については、①神奈川県の行政区域を越える区域であり、②税負担を担う神奈川県民にとって広範かつ明確な公益をもたらすべき事業であること、③山梨県の既定の計画を超えて上乘せして実施する事業であること、という見地から、費用対効果も含めて十分に検討する必要があります。	
8	10_相模川水系環境共同調査	第5回県民会議	20 (5回)	山梨側の県外上流域対策については調査費しか出ていないので、見直しの機会があれば、新たな施策の展開を検討してほしい。	
9	10_相模川水系環境共同調査	点検結果報告書	19	対策を考える上で、アオコの発生メカニズムや下水道からの排水の問題などの検討も併せて行っていく必要がある。	
10	10_相模川水系環境共同調査	第2期計画意見書	22 (個)	県外の生活排水対策について、山梨県の桂川清流センターを高度処理化していただきたい。	

No.	事業名	報告書・委員会等	年度等	県民会議意見	県の対応状況
11	10_相模川水系環境共同調査	点検結果報告書	21 (個)	山梨県対策について、田畑からの汚濁負荷が大きいため、田畑で使用する肥料を減少させることが必要である。	汚濁負荷量調査の結果から、田畑からの汚濁負荷も課題のひとつですが、山梨県対策については、当面、森林整備と生活排水対策を重点に実施することとしております。
12	10_相模川水系環境共同調査	第2期計画意見書	22	実施事業の効果を検証するため、場所や項目の選定等について適切なモニタリング調査をすべきです。	第2期計画から実施する神奈川県と山梨県との共同事業においては、事業効果の検証を行っていくため、モニタリング方法等について、今後、県民会議の意見も伺い、また事業主体の山梨県とも十分に調整を図りながら、検討してまいります。
13	10_相模川水系環境共同調査	施策調査専門委員会	21 (11回)	行政域を超えて、下流の県が県外の上流に財政投資や財政支援する仕組みとして、資金がどのような形で使われたのか、また進捗状況が県民に見えるような制度とすることが必要。	事業費の収支の公表は、必要と考えますので、山梨県と調整してまいります。
14	10_相模川水系環境共同調査	第2期計画意見書	22 (個)	相模湖・津久井湖の水質について、流域の汚染源がポイント。汚染源をしっかりと探すことが必要。特に県外では、汚染源対策がポイントである。	第1期計画時に実施した調査結果によりますと、山梨県内の流域で排出される汚濁負荷量のうちアオコの発生原因の一つであるリンについては、約4割が湧水、約3割が生活排水が原因であることがわかりました。このため、第2期計画では、桂川清流センターにおいて、リン削減効果のある凝集剤による排水処理を山梨県と共同で実施することとしております。
15	10_相模川水系環境共同調査	第2期計画意見書	22 (個)	県外上流域対策については、直接的な森林整備対策よりも、流域材(流域単位の材)の搬出・利用の促進が必要である。	流域材の搬出・利用促進は、良質な水の安定的確保に直接的な効果が見込まれないため、第2期実行5か年計画の対象としていません。 しかしながら、森林整備に伴い搬出される木材の有効活用は、森林循環を推進するために必要であることから、平成24年度以降、山梨県は新税等を導入し、また神奈川県は引き続き、搬出や利用促進に関する取り組みを行うこととしています。
16	10_相模川水系環境共同調査	第2期計画意見書	22 (個)	山梨県側水源林への関わり方について、財政的な議論とは別に、ソフト面での森林塾生の受け入れ、あるいは両県で共同開催等を進めることにより、水源保全に対する両県の共通意識の醸成に役立つと考える。	第2期計画において、山梨県と共同して行う事業については、相模川水系県外上流域における森林整備を重点的に実施することとしております。 その他の連携については、山梨県との連絡協議会の中で必要に応じて検討してまいります。
17	10_相模川水系環境共同調査	事業モニター	21	人工林の整備にも、担い手不足や木材価格の低迷など神奈川と共通の課題も多く、神奈川と山梨が連携して、解決に取り組む必要があります。	

No.	事業名	報告書・委員会等	年度等	県民会議意見	県の対応状況
18	10_相模川水系環境共同調査	事業モニター	21	山梨県内の桂川流域における生活排水処理の現状をみると、下水道整備が遅れている、下水道の利用が可能であっても利用していない世帯が多い、多数の汲み取り施設や単独処理浄化槽が残存している等の、さまざまな課題があります。このような状況は、神奈川のダム湖の富栄養化の一因ともなっていると考えられるため、その解決に向けて両県で考えて行く必要があると感じました。	県外上流域対策を実施する場合の事業の内容、事業量及び費用負担については、①神奈川県行政区域を越える区域であり、②税負担を担う神奈川県民にとって広範かつ明確な公益をもたらすべき事業であること、③山梨県の既定の計画を超えて上乗せして実施する事業であることが必要と考えています。このことを前提に下水道整備及び合併処理浄化槽への転換について山梨県と協議したところ、いずれも現行の事業量を超えて上乗せして実施することが困難との結論となりました。
19	11_水環境モニタリング調査	点検結果報告書	20(個) 21	生物による森林生態系の健全さの指標と評価手法を開発し、生物に視点を置いた効果検証にも取り組んでほしい。	施策目的である「良質な水の安定的確保」の視点で事業を点検・評価する手法の一つとして、森林生態系評価の必要性や位置付け、手法等について検討します。
20	11_水環境モニタリング調査	点検結果報告書	20 (個)	各種事業、モニタリング、調査研究等のデータを整理し、専門家やNGO等を交え、県民に開かれた形で、事業の効果と影響について、科学的な検証作業を行い、計画や事業を見直していく必要がある。	モニタリングや調査研究等の結果の検証作業のあり方については、施策調査専門委員会での意見を踏まえ、検討してまいります。
21	11_水環境モニタリング調査	点検結果報告書	19	森林のモニタリング調査(対照流域法等)について、5か年計画の期間中は、事後モニタリングの調査結果が出ないことになるが、その間は、文献調査等で補完することが重要である。	森林のモニタリング調査(対照流域法等)については、事後モニタリングの結果に年月を要することから、蓄積した森林の整備前後のデータを中間的に取りまとめ公表するとともに、文献調査やモデルを用いた水源かん養機能の検証に努めていきます。
22	11_水環境モニタリング調査	点検結果報告書	19	森林のモニタリング調査(対照流域法等)について、今後は、長期的な施策効果を把握するため、森林の整備前後のデータを蓄積し、森林の水源かん養機能を検証することが課題である。	
23	11_水環境モニタリング調査	施策調査専門委員会	22 (13回)	森林関係事業について、事業の効果検証に踏み込むべき。その方法として、水源かん養機能の調査手法について、森林モニタリング調査の中に位置づけられないか。森林モニタリング調査として、対照流域法調査を実施しているが、水源環境保全機能を測ることができる森林生態系調査の要素や項目を入れることが可能であれば、追加してモニタリングしてはどうか。	森林生態系調査の実施方法等については、平成24年度に1年間かけて、何ができるのかを検討し、可能な場合には、平成25年度から実施する予定です。
24	11_水環境モニタリング調査	施策調査専門委員会	23 (16回)	今までは大学と連携して行っている調査の分析について、大学の受け皿がなくなってしまうこともあるので、県で分析技術を自前化しておくことを検討してもらいたい。	県での可能な範囲で、分析技術の自前化も行えるよう、平成23年度に必要な分析機材の導入を図りました。

No.	事業名	報告書・委員会等	年度等	県民会議意見	県の対応状況
25	12_県民参加の仕組みづくり	第2期計画意見書	22	モニタリング調査については、施策の評価を行うために長期的・継続的に行う必要があります。 また、事業効果を的確に検証するためには、県民視点と専門家による科学的な視点が重要です。森林の整備状況を検証する1つの手法として、水源環境保全・再生との関連や丹沢大山自然再生等における既存事業との関係を整理した上で、施策評価の根拠となる森林生態系調査の実施について検討すべきです。	順応的管理の考え方にに基づき、施策の実施効果の検証・評価を適切に行い、必要な見直しを行っていくため、モニタリング調査については、長期的・継続的に実施します。 また、施策目的である「良質な水の安定的確保」の視点で事業を点検・評価する手法の一つとして、森林生態系評価については、必要性や位置付け、手法等に関して検討します。
26	11_水環境モニタリング調査	施策調査専門委員会	23 (16回)	モニタリング調査結果のデータを県民に提供する時に、県民が見て要するにどうなるのかが読みとれるよう、分かりやすいメッセージを付けていただきたい。	森林モニタリング調査結果等のデータを県民に提供する際には、簡潔な文書や図・グラフなどを用いてわかりやすく示すような工夫に努めます。 また、河川のモニタリング調査結果の提供にあたっては、生き物の生息や水質の状況を色分けするなど、よりわかりやすく提示する工夫をしていきます。
27	11_水環境モニタリング調査	点検結果報告書	19	河川モニタリング調査について、今後は長期的な施策効果を把握するため、既存の公共用水域の水質調査等も参考にしながら、解析・評価することが課題である。	今後の解析・評価の実施にあたっては、既存の水質調査結果等も参考にしていっていきます。
28	11_水環境モニタリング調査	点検結果報告書	21	河川モニタリング調査(県民参加型調査)について、施策の評価を行うためには、長期にわたる継続的なモニタリング調査が必要である。	河川のモニタリング調査(県民参加型調査)を、今後とも適切に実施していきます。
29	11_水環境モニタリング調査	施策調査専門委員会	20 (5回)	河川のモニタリング調査(県民参加型)については、コンセプトや考え方を整理して、場合によっては、段階的にどこまで行くのか、あるいはどのような形で長期的にこの調査に活かすのか、その位置づけを明確にした上で、具体的な県民を巻き込む方法にも、今後、ご配慮いただきたい。	県民参加型調査は、専門家調査の補完と普及啓発を目的に行っています。このため、県民調査員による調査結果が効果的に専門家調査の補完として活用されるよう、専門家による研修やアドバイスなどの支援体制を整えており、今後ともこれまでの成果と目的を明確にしつつ、関心のある方に呼びかけていきます。
30	11_水環境モニタリング調査	点検結果報告書	19	河川モニタリング調査(県民参加型調査)については、県民が幅広く参加できるようにするため広報の充実が必要である。	県民参加型調査の調査員の公募は、当センターのホームページやちらしによって行っていますが、この他にも講演会や出前講座等の様々な機会をとらえ広く募集の働き掛けを行っていきます。

No.	事業名	報告書・委員会等	年度等	県民会議意見	県の対応状況
31	11_水環境モニタリング調査	施策調査専門委員会	23 (16回)	水温の上昇がもたらす水生生物への影響についても、環境科学センターで研究していただきたい。	河川における水温の上昇は、地球温暖化による気温の上昇、降水量の減少による上昇、溪畔林の衰退による上昇などが考えられますが、水生生物への影響の懸念としては、特に、狭温性の冷水域に生息する生物への影響は大きいと思われます。そのため、河川のモニタリング調査結果を解析・評価するためには、これらの影響による生息状況の変化も考慮する必要があると考えており、今後は、情報収集等を行いつつ対応を検討していきます。
32	11_水環境モニタリング調査	県民会議	20 (5回)	水源施策に係る状況の全体マップの作成をお願いしたい。	「水源環境保全・再生施策事業実施図」(紙地図)を作成するとともに、統合型GIS「e-かなマップ」による事業実施箇所の公開、県ホームページにおける事業実施箇所の掲載など、水源環境保全・再生施策の実施状況等を広く県民に情報提供するための取組を行っております。
33	12_県民参加の仕組みづくり	点検結果報告書	19	事業モニターについては、委員の事前学習が必要であることが課題である。	資料の事前送付や現場での事前説明などの対応をしております。
34	12_県民参加の仕組みづくり	点検結果報告書	19	市民事業の支援について、広域的・中核的団体の育成や専門性の高いNPO等への支援、団体相互における自発的ネットワークの形成への支援等が課題となっている。	市民事業支援補助金については、ステップアップ方式の補助制度とし、団体がレベルに応じた支援を受けられるよう制度の改正を行いました。また、市民事業専門委員会主催の交流会が開催されるなど、自発的ネットワーク形成への支援も行っています。
35	12_県民参加の仕組みづくり	第2期計画意見書	22 (個)	市民事業支援補助金については、小規模かつ多数の団体を支援することにより、今後、市民レベルによる水源環境保全・再生の取組が広がることを期待する。	
36	12_県民参加の仕組みづくり	第2期計画意見書	22	市民事業の支援については、市民事業支援制度の対象となる事業に限らず、多様な関係事業にも県民参加や県民協働の要素を盛り込み、水源環境の保全について、幅広い観点から県民参加の取組を推進すべきです。	これまでも県民参加に努めてまいりましたが、特に、平成24年度からは、地域資源としての神奈川の水の魅力をより一層高め、水の恵みによる豊かな地域づくりをめざす「水のさと かながわ」づくりのプロジェクトがスタートします。 これは水源環境の保全・再生にも関係する庁内連携を図った取組ですので、このプロジェクト構成事業において可能な限り県民参加が図られるよう、連絡会議を通じて働きかけてまいります。
37	12_県民参加の仕組みづくり	施策調査専門委員会	22 (13回)	県民協働について、今までは支援だったが、県と県民の協働方式の事業を考えられないか。	現時点で、12の特別対策事業を市民団体との協働事業として実施することは困難であると考えます。 しかし、特別対策事業2「丹沢大山の保全・再生対策」の中でNPO団体と協働して事業を実施している事例もありますので、今後、他の特別対策事業で協働事業を実施することが出来るか、その可能性について検討してまいります。 なお、現在、施策調査専門委員会で検討を行っている森林生態系評価の調査方法については、県民協働による実施可能性も含め、検討してまいります。

No.	事業名	報告書・委員会等	年度等	県民会議意見	県の対応状況
38	12_県民参加の仕組みづくり	県民会議	20 (6回)	市民事業支援補助金の予算については、必要に応じて予算枠の拡大をお願いしたい。	予算枠の拡大を平成21年度に行い、その後、23・24年度において同様の予算枠を確保しています。
39	12_県民参加の仕組みづくり	県民会議	21 (10回)	市民事業の「普及・啓発事業」は、水源地域外についても対象地域にしてはどうか。	「水源保全地域での活動経験に基づく学習プログラム」を有する普及啓発・教育事業については、水源地域以外でも補助対象となります。
40	12_県民参加の仕組みづくり	第2期計画意見書	22	「県民参加の仕組みづくり」については、現行計画の中でこれまで県民会議が検討し、構築してきた仕組みを次期計画にも位置付け、それを基本に発展させるべきと考えます。	「県民参加の仕組みづくり」については、ご意見のとおり、第1期計画で構築した仕組みを第2期計画においても継続し、発展に努めてまいります。
41	12_県民参加の仕組みづくり	施策調査専門委員会	21 (11回)	次期5か年に向けて、1つは現行の税制を継続するのか、あるいは広げていくのか。また、継続する際は、現行の総枠の中で何の事業を選択し、重点に置くか。もう1つは、新しい事業を入れて、施策の枠組みを仮に組み替える場合、その必要性や効果もきちんと説明する必要がある。	第2期計画においては、税制については現行の枠組みを継続してまいります。また、12の特別対策事業については、第1期の対策を基本とし、成果と課題を踏まえ、必要な見直しを行いました。
42	12_県民参加の仕組みづくり	施策調査専門委員会	21 (11回)	県民に対して、事業の効果や内容をお知らせして、収支を見てもらった上でこれを継続するか否かも含めてきちんと情報発信、情報交流しなければならない。	水源環境保全・再生施策に関する県民意見の集約・県民への情報提供については、県民フォーラムや現地見学会、ニュースレター、県ホームページなどで行っております。 今後も、引き続き、効果的な広報活動に努めてまいります。
43	12_県民参加の仕組みづくり	県民会議	22 (15回)	県民会議の機能アップ 実施された事業の現状把握 資料収集:簡易なデータベースと地図 現地モニター:モニター制度の設計	県民会議の機能アップについては、23年度において、事業評価WG及び情報提供等WGを設置し、検討を行いました。 今後は、WG最終報告の内容の実施結果を踏まえた機能の充実・強化の検討が県民会議においてなされますが、事務局としてサポートしてまいります。
44	12_県民参加の仕組みづくり	県民会議	22 (15回)	県民会議の機能アップ 事業の評価 分析と討論:内部討論、外部討論、専門家の意見聴取 結果の集約:説明と解説	
45	12_県民参加の仕組みづくり	県民会議	22 (15回)	県民会議の機能アップ 県民への情報提供 リアルタイム報告:ホームページ、電子メール等 年度末報告:県民会議	
46	12_県民参加の仕組みづくり	県民会議	22 (15回)	県民会議の機能アップ 県民意見の反映 県民意見の収集:県民フォーラム、メールやり取り、アンケート、外部評論 施業への提案	
47	12_県民参加の仕組みづくり	県民会議	20 (7回)	事業モニターにおける疑問点やその後の対応状況について、必要な場合は、市町村から回答をいただきたい。	

No.	事業名	報告書・委員会等	年度等	県民会議意見	県の対応状況
48	12_県民参加の仕組みづくり	県民会議	22 (15回)	県民会議の組織のあり方の見直しが必要である。	まずは、県民会議の中で議論していただき、その結果を踏まえ、検討してまいります。
49	12_県民参加の仕組みづくり	第2期計画意見書	22 (個)	県外上流域対策を決めるのは、議会や県民であり、県民参加としてパブコメが必要である。	第2期計画の策定にあたり、平成23年1月～2月にかけて、計画素案に係るパブリックコメントを実施しました。
50	12_県民参加の仕組みづくり	第2期計画意見書	22 (個)	山梨県の桂川流域に対して、神奈川県民の水源であることのPRが必要である。	山梨県民に対するPRについては、22年9月に山梨県大月市で県民フォーラムを開催しました。今後とも機会を捉え、PRに努めてまいります。
51	12_県民参加の仕組みづくり	第2期計画意見書	22 (個)	県から移管され、老朽化された諸施設について、水源地である環境整備及び地域振興の観点から改修整備に努めるべきである(財源充当)。	水源環境保全・再生施策における特別対策事業は、水源環境の保全・再生に直接的な効果が見込まれる取組で、かつ新規に取り組む事業や従来からの取組を充実・強化する事業としていることから、施設の改修整備に水源環境保全税を活用することは困難です。
52	12_県民参加の仕組みづくり	点検結果報告書	21	今後は、県民会議の一層の積極的な参画により、県民の視点に基づくより効果的な事業評価システムの再構築に取り組むことが求められる。	効果的な事業評価のあり方を検討するため、平成23年4月に設置された県民会議の事業評価ワーキンググループでは、同年11月に事業モニターの実施方法等に関する5つの改善策を内容とする報告書を取りまとめました。報告書の内容を踏まえ、平成24年度からは、より効果的な事業評価が行われるものと考えております。
53	12_県民参加の仕組みづくり	施策調査専門委員会	23 (17回)	事業が目指す水源環境保全の質の向上、豊かな水の確保や安定的な水の確保などの面から見た時、どこまで達成出来たか、実現出来たか、近付いたかという質的な要素を考え、12の事業はどうかより、もっと固まりで横断的に植生、水がどうかを評価すべき。	各特別対策事業の量的指標や質的指標に基づく点検・評価と、施策目的である「良質な水の安定的確保」の達成状況を見る全体評価との関わりについて、「各事業の評価の流れ図(構造図)」として整理した上で、モニタリング調査を実施しております。こうした枠組みにおいて、水に関しては、水源かん養機能の向上について評価するため、対照流域法等による森林の水源かん養機能調査を実施しております。

No.	事業名	報告書・委員会等	年度等	県民会議意見	県の対応状況
54	12_県民参加の仕組みづくり	点検結果報告書	19	県民フォーラムについて、都市地域住民の参加が少ないという課題があり、効果的な普及啓発や意見集約の方法などを検討する必要がある。	県民フォーラムについては、県民会議よりいただいた意見を基に、集客が見込める休日での開催、託児スペースの設置、駅での広報ポスター掲示など、都市地域住民をはじめ広く一般県民が参加できるような取組を行っておりますが、引き続き運営の改善に努めてまいります。 また、水源環境保全・再生事業に係るこれまでの取組や成果の周知を図るため、「水源環境保全・再生事業現地見学会」を開催するなど、新たな取組も実施しております。
55	12_県民参加の仕組みづくり	点検結果報告書	22	県民に対して、事業の内容や成果を具体的に情報提供する方策について、更に効果的な方法を検討する必要がある。	特別対策事業の紹介、取組状況、事業実施の成果等をとりまとめた広報用DVDを作成し、県民フォーラムでの上映、県ホームページでの放映等広く県民に情報提供するための取組を行っております。
56	12_県民参加の仕組みづくり	第2期計画意見書	22 (個)	県民参加としてフォーラムだけでなく、事業現場を見せる機会があった方が良いでしょう。	水源環境保全・再生事業に係るこれまでの取組や成果の周知を図るため、「水源環境保全・再生事業現地見学会」を実施しております。 また、24年3月4日には、相模湖で県民フォーラム船上見学会を実施しております。
57	12_県民参加の仕組みづくり	第2期計画意見書	22	事業の実績やモニタリング調査結果は、点検結果報告書やホームページ等の適切な方法により、県民に対して積極的に情報提供すべきと考えます。また、事業実施箇所において水源環境保全税を財源とする事業である旨を表示した看板の設置など、実施事業の周知方法等も検討すべきです。	事業実績やモニタリング調査結果は県ホームページでの公開を行うとともに、県民会議より提出された「点検結果報告書」の内容についても県ホームページでの公開を行い、広く県民に情報提供するための取組を行っております。また、事業実施箇所における看板設置にも努めております。
58	12_県民参加の仕組みづくり	県民会議	20 (5回)	県民フォーラムで出された質問、意見については、県から文書での回答をお願いしたい。	県民会議より提出された「県民フォーラム意見報告書」に対し文書での回答を行うとともに、県ホームページで回答内容を公開しております。
59	12_県民参加の仕組みづくり	点検結果報告書	19	ニュースレターについては、印刷部数と配布方法に工夫が必要であり、増刷して、委員自らが県民に配布できるようにしたい。	配布先や部数についての再検討を行い、平成22年度からは新たに県内の市民活動サポートセンターへの配架や、委員の皆様の所属する関係団体へ配布依頼を行い、発行部数を増加しました。 今後も引き続き、効果的な配布方法について検討してまいります。

No.	事業名	報告書・委員会等	年度等	県民会議意見	県の対応状況
60	12_県民参加の仕組みづくり	県民会議	20 (7回)	県の広報活動にあたっては、企業庁など関係部局との連携をお願いしたい。	関係部局と連携した広報活動として、毎年7～8月に開催される「かながわの水資源展」にブースを出展しております。(事務局:県 土地水資源対策課 構成団体:県 企業庁、県内広域水道企業団、横浜・川崎・横須賀市上下水道局) 他にも、関係部局と連携したイベントに参加しておりますので、引き続き、効果的な広報活動に努めてまいります。
61	12_県民参加の仕組みづくり	第2期計画意見書	22 (個)	森林教育を学校教育の場で普及・啓発する仕組みづくりが必要である。	県立高校教育力向上事業として、吉田島総合高等学校で演習林の実習を公開するなど、教員の自然環境教育の能力向上に向けた取組を行っております。また同校では、幼稚園児から小中学生までを対象とした体験実習も行っております。 なお、現在、専門高校以外の高校でも、地域との連携の中で、地元の里山の作業を体験するなどの活動を行う学校もあります。今後もこのような教育機会の拡充に対して、教育委員会と連携して検討してまいります。
62	12_県民参加の仕組みづくり	第2期計画意見書	22 (個)	森林の重要性等の理解のため、県民が森林の中で体験や学習ができる県民研修施設を設置すべきである。	ご意見については、水源環境の保全・再生に直接的な効果が見込まれる取組でないため、特別対策事業での実施は困難ですが、県民が森林の中で体験や学習ができる施設として、南足柄市の「県立足柄ふれあいの村」や松田町の「やどりき水源林」が利用できます。

No.	事業名	年度等	委員会・報告書等	見直し対象	県民会議意見	県の対応状況
63	12_県民参加の仕組みづくり	23	市民事業等支援制度報告書	補助対象事業	分かりやすく参加しやすいものとするため、対象事業を「水源環境の保全・再生に高い効果が見込まれる事業」から、「水源環境の保全・再生に資するもので、市民の理解と参加の向上に繋がることが見込まれる事業」へと見直す。	これらのご意見を踏まえ、平成24年度より水源環境保全・再生市民事業支援補助金制度をステップアップ方式にするなど所要の見直しを行いました。
64	12_県民参加の仕組みづくり	23	市民事業等支援制度報告書	補助対象事業	新たに市民事業に取り組む団体から実績があり、かつ専門性の高い団体まで多様な団体を見据えたステップアップ方式の市民事業支援補助金を構築する。水源環境の保全・再生に係る市民活動の定着を目的とする定着支援と水源環境の保全・再生に取り組む団体のスキルアップや自立化を目的とする高度化支援の2つのステップを用意し、各団体がそれぞれのレベルに応じた補助を受けられるようにすることが考えられる。さらに、力のある団体については県や市町村、事業者との協働や、プロジェクトベース(単年度)の補助事業の仕組みなどを検討することが望ましい。	
65	12_県民参加の仕組みづくり	23	市民事業等支援制度報告書	補助対象事業	調査研究事業と普及啓発事業の主旨や目的を再整理し、両者の違いを明確化する。	
66	12_県民参加の仕組みづくり	23	市民事業等支援制度報告書	補助対象経費	現行制度では、事業区分の内容を明示していないため、事業区分ごとに補助対象区分と作業内容例を示し、わかりやすい対象経費とすることが望ましい。	
67	12_県民参加の仕組みづくり	23	市民事業等支援制度報告書	補助対象経費	チェンソーなどの資機材の購入については事故防止の観点から、林業労災防止協会等が行うチェンソー等の技術講習会の修了証明書に類するものを購入までに提示できる者に限り、補助を行うこととする。	
68	12_県民参加の仕組みづくり	23	市民事業等支援制度報告書	補助金額(補助率及び補助限度額)	新たに市民事業に取り組む団体から実績があり、かつ専門性の高い団体まで多様な団体を見据えたステップアップ方式の市民事業支援補助金を構築する。団体のレベルに応じた支援を行うため、水源環境の保全・再生に係る市民活動の定着を目的とする定着支援と水源環境の保全・再生に取り組む団体のスキルアップや自立化を目的とする高度化支援の2段階とし、補助率は定着支援10/10、高度化支援は特別対策関連事業8/10、普及啓発・教育事業、調査研究事業1/2とするとともに、補助限度額も段階に応じて異なるものとする。	
69	12_県民参加の仕組みづくり	23	市民事業等支援制度報告書	補助期間	各ステップの目的及びステップアップ方式に応じた補助期間とするため、定着支援にあつては原則3年以内とし、成果に応じて最大5年とする。高度化支援にあつては原則5年以内とする。事業が継続する間においては、実行5か年計画の計画期間に縛られない補助期間とすることも考えられる。	
70	12_県民参加の仕組みづくり	23	市民事業等支援制度報告書	補助期間	定着支援から高度化支援にステップアップしてきた団体については、トータルで5年以内とする。	

No.	事業名	年度等	委員会・報告書等	見直し対象	県民会議意見	県の対応状況
71	12_県民参加の仕組みづくり	23	市民事業等支援制度報告書	補助期間	調査研究事業については、先ず2～3か年の計画に基づき補助を行い、その成果を踏まえた新たな課題等に対する調査研究事業の申請内容を選考し、補助の継続について判断することとする。	これらのご意見を踏まえ、平成24年度より水源環境保全・再生市民事業支援補助金制度をステップアップ方式にするなど所要の見直しを行いました。
72	12_県民参加の仕組みづくり	23	市民事業等支援制度報告書	選考基準	選考基準の項目ごとにチェックポイントを設定し選考基準の明確化を図るとともに、団体のレベルに応じた選考基準とするため、ステップに応じた選考基準を作成する。	
73	12_県民参加の仕組みづくり	23	市民事業等支援制度報告書	申請手続き等	ステップに応じた修正を行い、事業内容と目指す成果が明確となるようアウトプット(活動内容)・アウトカム(成果)中心の記載に変更するよう求める。	
74	12_県民参加の仕組みづくり	23	市民事業等支援制度報告書	申請手続き等	申請手続きなど事務手続きの支援体制の強化については、現行窓口の周知を徹底するとともに、分かりやすい説明を行うよう求める。	
75	12_県民参加の仕組みづくり	23	市民事業等支援制度報告書	申請手続き等	補助金交付申請書で「普及啓発・教育事業」「調査研究事業」については「水源環境保全・再生に関する普及啓発事業」「水源環境保全・再生に関する調査研究事業」と明確に謳うよう改訂する。	
76	12_県民参加の仕組みづくり	23	市民事業等支援制度報告書	選考方法	他の選考会と同様のプレゼンテーション時間を確保しており、時間の変更は行わないが、例えば、申請書類の工夫やパワーポイント実施に必要な会場における資材の準備、印刷物の事前配布などを検討する。	ご意見の内容は、これまでも行ってきておりますが、今後も市民事業専門委員会の意見を伺いながら、工夫してまいります。
77	12_県民参加の仕組みづくり	23	市民事業等支援制度報告書	交流会	現行の交流会の回数を変えることなく、団体から要望のあったグループワーク中心の交流会や現地検討会の開催について検討をする。また、実施時期についても団体の活動状況を踏まえ、夏に開催するなどの改善についても検討をする。	平成23年度の交流会については、現地検討会を開催いたしました。24年度以降も交流会のあり方などについて、主催者である市民事業専門委員会のご意見も伺いながら検討してまいります。
78	12_県民参加の仕組みづくり	23	市民事業等支援制度報告書	県ホームページ	団体が希望するコンテンツは概ね整備されていることから、コンテンツ毎の情報の充実等(例:県の森林整備指針など)に努める。また、ホームページの利用頻度が低いことを考慮し、FAX等アナログ媒体の活用とメーリングリストによる情報提供等を検討することが望ましい。	いただいたご意見を踏まえ、引き続きホームページの充実強化について、検討してまいります。

No.	事業名	年度等	委員会・報告書等	見直し対象	県会議意見	県の対応状況
79	12_県民参加の仕組みづくり	23	市民事業等支援制度報告書	水源環境保全・再生施策の理解向上	交流会などの機会を捉え、この市民事業等支援制度の根拠でもある「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」および「実行5か年計画」や市民事業等支援制度について一層の周知を図る。	これらの情報につきましては、様々な機会・手段で、市民団体に対して情報提供等に努めて参ります。
80	12_県民参加の仕組みづくり	23	市民事業等支援制度報告書	水源環境保全・再生施策の理解向上	補助金が決定した団体に対して「水源環境保全・再生」に関する講習や説明会を実施することも考えられる。	
81	12_県民参加の仕組みづくり	23	市民事業等支援制度報告書	水源環境保全・再生施策の理解向上	森林インストラクターの派遣制度や環境科学センターの出前講座など既存の制度を活用し、森林整備技術の習得や調査研究における調査手法の習得など事業を実施するにあたって必要となる知識や技術の習得を支援する仕組みを検討することが望ましい。	既存の制度がよりよいものとなるよう引き続き検討してまいります。
82	12_県民参加の仕組みづくり	23	市民事業等支援制度報告書	水源環境保全・再生施策の理解向上	林業労働災害防止協会等が行うチェンソー等の技術講習会の参加費を補助対象に追加もしくは県が当該講習会の参加枠を確保するなど、安全管理への配慮をすることが望ましい。	ご意見を踏まえ、24年度からの事業実施にあたっては、安全管理への配慮に重点を置いた申請様式といたしました。
83	12_県民参加の仕組みづくり	23	市民事業等支援制度報告書	持続的な市民活動を支える情報の支援、ネットワークづくり	持続的な市民活動を推進する上で必要な情報を収集・登録し、市民団体の継続的な活動を支援する市民事業支援バンク(活動支援情報のプラットフォーム)などの設立について検討することが考えられる。提供する情報としては、団体活動情報や貸出資機材情報、活動フィールド情報、CSR企業情報、人材情報などの情報が考えられる。	情報バンクの実施については、引き続き検討してまいります。
84	12_県民参加の仕組みづくり	23	市民事業等支援制度報告書	持続的な市民活動を支える情報の支援、ネットワークづくり	市町村と市民団体が連携・協力できる土壌づくりをするため、県が関係市町村を集めて実施する会議などにおいて、市民事業等支援制度の周知を図ることが望ましい。	市民事業等支援制度の市町村への周知については、これまでも県市町村水源環境保全・再生事業推進会議において行っており、今後とも周知に努めてまいります。